

福祉文教委員会会議録

開閉日時 平成 25 年 3 月 18 日(月) 午前 10 時 00 分～午前 10 時 30 分
会 場 委員会室

1. 出席者

2 番 黒川美克、 3 番 柳沢英希、 4 番 浅岡保夫、
6 番 幸前信雄、 9 番 北川広人、 11 番 鷺見宗重、
14 番 内藤皓嗣、 15 番 小嶋克文
オブザーバー 副議長

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

5 番 柴田耕一、 10 番 鈴木勝彦、 8 番 杉浦敏和、
12 番 内藤とし子、 13 番 磯貝正隆、 16 番 小野田由紀子

4. 説明のため出席した者

市長、副市長、教育長、
企画部長、人事GL、地域政策GL、経営戦略GL、
福祉部長、福祉企画GL、地域福祉GL、介護保険GL、保健福祉GL、
こども未来部長、こども育成GL、こども育成G磯村主幹、
文化スポーツGL、文化スポーツG主幹、
学校経営（教育センター）GL、学校経営（教育センター）G主幹

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記 2 名

6. 付議事項

- (1) 議案第10号 高浜市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について
- (2) 議案第11号 高浜市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について
- (3) 議案第12号 高浜市特別職の職員で常勤のものゝ給料の月額の特例に関する条例及び高浜市教育長の給料の月額の特例に関する条例の一部改正について
- (4) 議案第13号 高浜市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- (5) 議案第14号 高浜市使用料及び手数料条例等の一部改正について

7. 会議経過

委員長挨拶

市長挨拶

委員長 去る3月8日の本会議におきまして、当委員会に付託となりました案件は、既に配布されております議案付託表のとおり、議案5件であります。当委員会の議事は、議案付託表の順序により、逐次、進めてまいりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、これより議案付託表の順序により、会議を行います。次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については、委員長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の内藤皓嗣委員を指名いたします。それ

では、当局の方から説明を加えることがあれば願います。

説（企画部） 特にございません。

《質 疑》

（１）議案第１０号 高浜市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について

問（１４） 議案書の真ん中ほど右側に、「を」と「に」がちょっと離れてあるんですけど、これをまず、確認してからそのあと質問を続けますので、よろしく願います。

答（企画部） この改正の手法として、いろいろあるわけなんですけども、今回の場合は、３行の文字を、行数を図形みたいな形にとらえて、それを取り出して、それを下の５行に改めるという形でやっているものですから、３行分をまとめて５行に改めるということで、こういう形になっております。

問（１４） わかりました。ありがとうございます。この上の３行分というのですかね、３行分でいいのかな。地方自治の本旨を体するという、その前に日本国憲法を尊重して擁護するというセンテンスがありましたよね。それをつけるとよりわかりやすく、この全体の文章が、この文章に変わったんだというふうにとらえられるというか。私が思ったのは、いわゆる憲法を守る、地方自治の本旨を守るという、そして高浜市の自治基本条例を守ると。今度は、今まで２本立てだったのが、３本立てになったのかなというふうに受け止めさせていただいたんですけど、そうすると、もう全文が書いてあったほうが、こういうことなのかなということがわかりやすいかなと思って。別に、決して間違いではないと思うけど。ちょっと説明が、不足というかわかりにくいかなと思って、勝手にそう思っておりますけど。それはいいとして、第２条がありますよね、この条文の第２条のところに、「新たに職員となった者は、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、別記様式による宣誓書に署名押印してからでなければ、その職務を行ってはならない。」とありますよね。これ間違いはないですね。新たに、この４月から職員になった方は多分そうされると思うんですけど、既に職員の方には、この新たに、その自治基本条例の文章を

付け加えた宣誓書に署名されるのか、従来のままなのか、その辺を確認したいと思います。

答（人事） 現職員が、宣誓書を出し直すことはいたしません。現職員は、宣誓しなくとも高浜市自治基本条例第12条におきまして職員の役割と責務が明確にされているなど、積極的に高浜市自治基本条例の理念や精神を誠実に重視しなければならない立場でございます。また平成23年度、24年度におきまして、自治基本条例の研修を実施しまして、その精神は伝わっておりますので、改めて宣誓はいたしません。

問（14） 新たに職員となられる方には事前に、その、憲法とかあるいは地方自治の本旨とか、あるいは高浜市自治基本条例に対しての研修というか、そういうものは、先に職務する前に研修をされるというか、予定なんでありましようか。

答（人事） 議員、言われるように、職務に当たる前に際してそういった研修を実施させていただいております。

問（9） 議案第10号の、この宣誓に関する条例一部改正というのは、非常にいいことだと思うんですけど。自治基本条例のことをこの宣誓に、新しく職員になる方の宣誓書に加えるということですけども、例えば、職員の行動規範とか何かに、こう展開するような考えというのはないのでしょうか。

答（人事） 特に行動規範等に移すとか、そういったことは考えてございません。先ほども御説明させていただきましたが、平成23年度、平成24年度ですね。自治基本条例の研修を行ったりとかですね、そういったことで職員のほうに、こういった自治基本条例の精神を学んでいただきたいと、そのような取り組みを行っているというところでございます。

問（9） 「自治基本条例の広め隊」ですとか、それから、副読本でもって小学校に対してPRしたりとか、いろんな展開をされているんですけども。どちらかという、この宣誓書に、これを入れ込んで新たな職員の方々に、その宣誓書のサインをしてもらいますよということは、表に出ないですよ、基本的に。ですから、市民の方々が一生懸命そういったPRという部分で行動をとられている中で、やはりできるだけ僕は、表に出していただけることをお願いしたいなということを考えております。今後のことですので、御検討いただけれ

ばということです。

(2) 議案第11号 高浜市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について

質 疑 な し

(3) 議案第12号 高浜市特別職の職員で常勤のものの給料の月額の特例に関する条例及び高浜市教育長の給料の月額の特例に関する条例の一部改正について

問(9) これ、毎年ずっと出ているんですけども。現下の社会経済情勢に鑑みという理由であるわけですが、この社会経済情勢というのは、何を指しているのでしょうか。

答(人事) 現下の経済社会情勢でございますが、全国的なものと同様で、特に、高浜市においてもというようなところの経済情勢でございます。

問(9) 例えば、どうなれば、こういう減額ということをしなくていいのかとか。なぜ、減額をしているのかという目的が、全く見えないんですよ。例えば、特別職報酬等審議会だとかいうこともあるわけですし、現実的に、例えばこれを減額して、ここに使うんだというような目的があるとかね。ということであれば、わからないでもないのですがそういったものも見えないという中で、例えば、民間で言うと、社長の給与が決まらなければ専務や常務や社員の給料、決まらないんですよ。そういったことを考えたときに、特別職だからと言ってこうするっていうことは、僕は、必要性というのはいささか感じてないんですよ。ですからそのところ、要は、ずっと減額をしてきたのを戻すというのは、非常に勇気がいるのかもしれないんですけども、明確にやはりしておかないと特別職だから余計に、僕は大事ではないかなと思うんですよ。職員の場合は、もう、要は決まりましたからで済んでしまう部分があるのかもしれない

せんけども、特別職というのはそうではないのではないですか。首長においては、選挙であるし。副市長、教育長においては、われわれの同意が必要なわけですよ。そういったことで考えると、やはりもっと明確なものがなければ、僕は、やる必要ないというふうに考えるんですけども、そのところをどのように考えているのでしょうか。

答（企画部） 先ほどの御質問にもつながる部分がございますけども、やはりリーマンショック後、市の税収というものは、その当時、平成20年度の水準までには達していない中で、やはり、いろいろと事業を進めていく中ではそういった自主財源という部分の中で、今、この特別職の皆様方のお考えの中で少しでも歳出もほうを減らすことで、他の事業に回す財源に充てていきたいという考えの中で行なっているということで、御理解をいただきたいというふうに思っております。

問（9） ちょっと順番が逆になります。ちなみに影響額というのは、この3名の方の減額分というのは、どれだけになるんですか。

答（人事） 市長では、月額90万1,000円から72万0,800円。副市長におきましては、74万9,000円から67万4,100円。教育長は、64万2,000円から57万7,800円のそれぞれ減額となっていて。この共済費分を含めた給料削減影響額の年額でございますが、市長で、305万4,149円。副市長におきましては、114万3,623円。教育長では、74万7,839円という影響額になっております。

問（9） ということは、ざっとで500万円ぐらいですよ、年間で。金額とすれば、非常に大きな金額だと思います。ですから、逆に大きな金額だからこそ、僕は、もったきちんとした、こう厳格なルールのもとで、こうするんだというものが、僕は必要かなという気がします。今、言われたような金額を減額するというよりも。満額、もらっていただいても結構なだけの動きをされているというふうに思いますので、ぜひ一度御考えをしていただきたいなということでございます。

問（14） 私も、まったく北川議員と同じ、同感なんですけども。3年前に市長が当選された直後に高浜市特別職報酬等審議会が開かれたと思ったんですけど、そのときの高浜市特別職報酬等審議会の答申というのは。私の記憶だと

あれなんですけど、とりあえず報酬審の結果をちょっとお聞かせください。

答（人事） 平成22年2月に高浜市特別職報酬等審議会の答申がございまして、その中で市長と副市長の給料減額措置は、行うべきではないというふうで答申を受けております。

問（14） そういう答申が行われても自主的というか、されたんですけども、今度、また選挙がございます。4年が経つんですね。またそのときに、報酬審を開く考え方はございませぬかどうかお聞きします。

答（人事） 今のところこういった報酬審の開催は、経済情勢、いろいろ加味しながら、開催のほうは検討していきたいと思っております。

（4）議案第13号 高浜市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

問（3） 総括等でも、質問が出ていたんですけども。あと、いただいた参考資料のほうで「今後のスケジュール（予定）」と書いてあるんですけども。県の動きを見て県のほうが決まってから、決まっていくというお話があったと思うんですが、いつごろ県のほうが決まっていくのか、そういう情報というのは、今、ありますでしょうか。

答（保健福祉） 今回の件につきましては、県の動きに加えまして、その上の国の動きが、非常に影響するものでございます。国のほうが、まだ、今回の法律の施行日が決定されていない状況ですので、計画的には、かなり遅れていくのではないかとというふうに想定をしております。

問（3） まだ、いつごろ云々っていうのは、国のほうの動きもわからないということですか。

答（保健福祉） 今回の法律につきましては、平成24年5月11日に公布をされております。公布後、1年以内ということが、施行日として決まっておりますので、1番遅い場合、平成25年5月10日ということになります。

問（3） いただいた資料の中で、ちょっと気になるのが、2番目に書いてありました新型インフルエンザ等緊急事態発生の際の処置の6番目に、埋葬、火葬の特例というのがあるんですけども、人が実際亡くなった場合の話だと思う

のですが、こういうのは、どういうふうに決まっていくのかなという。焼却も火葬するのも、衣浦斎園だと思っただけなのですが。ちょっと、どういうふうになっていくのかなという。ありましたらお願いします。

答（保健福祉） 埋葬、火葬の件につきましては、高病原性のインフルエンザが発生した場合の想定ということになりますが、こちらのほうにつきましては、国の行動計画の中で謳われてくる内容でありますので、国の動向を注視してまいりたいと思っております。

問（3） ということは、各自治体でやってくださいという話になると。碧南と高浜等で、こう土にそのまま埋めてしまうのか、何らかの手法をとっていかかなければいけない場合もあるということですか。

答（保健福祉） この埋葬火葬の件につきましては、市で計画をつくってまいります。そういった碧南、高浜というような広域的につながっていく部分については、お隣の碧南市さんと共同で考えていきたい。そういうふうに思っております。

問（14） 新型インフルエンザ等と書いてありますけども、新型は、これから発生するインフルエンザということで、わかるのですけども。「等」というのは、どういう領域を表しているのかをお聞きしたいのと。それから第1条のところの最後の終わりごろに、「必要な事項を定めること。」とありますけども、必要な事項というは、あとの第2条とか第3条ですか。そういうことをいっているのか、そのほかのことをいっているのか、まず、その2点をお聞きします。

答（保健福祉） インフルエンザ等の「等」の部分ですが、インフルエンザに加えて新たな感染症、こういったものが想定をされています。また、必要な事項を定めるということですが、これは、今回条例を定めさせていただくのは、法律のほうで条例により対策本部について、条例を規定してくださいというような内容となっておりますので、規定するものであります。

問（14） ということは、第2条、第3条のことをいっているというふうに受け止めてよろしいですね。措置法の第35条のところに、「市町村対策本部の長は、市町村対策本部長とし、市町村長をもって充てる。」、第2項のところに、「市町村対策本部に本部員を置き、次に掲げる者を持って充てる。」。1号、「副市長町村長」。2号、「市町村教育委員会の委員長」。3号が、「当該市町村の区域

を管轄する消防長又はその指名する消防吏員」とかありますけども。それから、4号がありますけども。この条例の第2条の4項のところですね、「対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。」と書いてあるのですけども。それから5号のところに、「前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。」とありますけども。微妙に、措置法の第35条とこの条例とは、言葉の使い方が違いますけどこの辺は、どのように理解したらよろしいですか。

答（保健福祉） 今、議員おっしゃられたとおり、実は、措置法第35条のほうで、これは、法律のほうで誰を充てるかということが決められている部分があります。そして、その条例の中で、市長が任命する部分があります。私ども、「前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。」というようなところの部分については、当然、所管課であります福祉部長等を考えておりますので、よろしくお願ひします。

問（14） 細かいことですが、本部長も市長が任命するということですか。

答（保健福祉） もともと、法律のところでこちらが第35条になりますが、第35条第2項第4号のところで市町村長が任命するものということで、法律のほうで、「市町村長」という言い方をしておりますので、それに合わせております。

（5）議案第14号 高浜市使用料及び手数料条例等の一部改正について

問（11） 高浜市使用料及び手数料条例等の一部改正の新旧対照表をちょっと見ていただきたいんですけども。これ、ホームヘルパー派遣手数料が削られるということで、この実績とかあったらお願いしたいのと。なぜ、こういう。ここを削るのかということを確認していただきたいなということと。それから、高浜市精神障害者医療費支給条例の一部改正の部分ですけども、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」と「障害者自立支援法施行令」の変えるというふうになってはいますが、これ、何か変わっている部分があればお示しください。

答（地域福祉） まず、難病患者等へのホームヘルプサービスの実績ですが、

平成23年度におきまして、お一人の方がホームヘルプサービスを、おおむね週2回、利用をされております。あと続きまして、使用料及び手数料条例、別表の中のホームヘルパー派遣手数料の項を、なぜ削除するのかということですが。今回、障害者自立支援法の改正に伴いまして、難病患者等が、その法律上の障がい者の範囲に、明確に位置づけをされました。それに伴いまして、これまでは、法律で定める障がい福祉サービス等を、そういったのを難病患者の方は、利用できなかったものですから市のほうの事業で、このホームヘルパー派遣事業というのをつくってございまして、それにもとづいて、このホームヘルパー派遣手数料を徴収していたという中で、先ほど申しました、障がい福祉サービスのほうに対象になったことによりまして、そちらのほうで、ホームヘルプサービスですね、居宅介護と言うのですが、受けられることになったことに伴いまして、市の制度として廃止を行うことに伴って、このホームヘルパー派遣手数料の項を削るものでございます。あと、もう一つの御質問ですが、高浜市精神障害者医療費支給条例の改正でございまして、これにつきましてはあくまでも政令名が変わったこと、それと政令の条項移動。その部分の改正でありまして、特に、この高浜市精神障害者医療費支給条例の内容が変わるものではございませんので、よろしく願いいたします。

問（11） そうすると居宅のほうに変わるということなんですけども。これ直営で、ずっとやってみえて居宅ということは社会福祉協議会のほうでみるということになるのかどうか、お願いします。

答（地域福祉） その利用されている1名の方につきましては、これまでも市の事業の中でも、市内のそのホームヘルプを行っている事業所。社会福祉協議会等々ですね。そういったところで利用されてございまして、今後、その障害福祉サービスに移ったとしても、実質、その社会福祉協議会等々で、その居宅介護のサービスを利用していただくということになりますので、よろしく願いいたします。

問（11） それで、950円ということなんですけど。料金は、変わるのかどうかちょっとお示してください。

答（地域福祉） これまで、利用1時間につき950円の本人負担。ただ、所得税の非課税世帯や、所得税額が年額5,000円以下の世帯は、全額免除と

いうふうにしておりました。今後については、その居宅介護、利用1時間につき1割負担が発生をしてまいります。身体介護であれば、4,020円というのが報酬単価ですが。その1割ですので、402円の本人負担が発生します。ただ、この場合も市民税が非課税の方であれば、全額免除されるということになりますので、よろしく願いいたします。

委員長 以上で、付託された案件の質疑及び意見は終了いたしました。

《採 決》

- (1) 議案第10号 高浜市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

- (2) 議案第11号 高浜市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

- (3) 議案第12号 高浜市特別職の職員で常勤のものの給料の月額の特例に関する条例及び高浜市教育長の給料の月額の特例に関する条例の一部改正について

挙手多数により原案可決

(4) 議案第13号 高浜市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

挙手全員により原案可決

(5) 議案第14号 高浜市使用料及び手数料条例等の一部改正について

挙手多数により原案可決

委員長 以上をもって、当委員会に付託となりました全案件の審査を終了いたしました。お諮りいたします。審査結果の報告の案文は、正副委員長に御一任願ってよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、正副委員長に一任させていただきます。

市長挨拶

委員長挨拶

閉会 午前10時30分

福祉文教委員会委員長

福祉文教委員会副委員長